

# 平成27年4月1日から 小中学生の医療費の自己負担が 3割から1割になります

小中学生の医療費の支払い、手続き、対象となる医療費などについてお知らせします。

## 医療費の支払い・手続き

▼市内の医療機関の場合  
医療機関の窓口で受給資格証を提示して、医療費の1割分(これまでは3割分)をお支払いください。

皆さんには、医療費の1割分をご負担いただき、残り2割分を市が助成(申請者の口座に振り込み)します。  
※今後、子ども医療費の助成の手続きは、広報やしおなどでお知らせします。  
なお、手続きが必要な方(該当者)には、個別に通知する予定です。

## 対象となる医療費

▼市外の医療機関の場合  
医療機関の窓口で医療費の3割分をお支払いいただき、その領収書を申請書に添付して、市に申請してください。

平成27年4月1日以後の受診に係る医療費(保険適用分)が対象です。

## 子ども医療費の拡大について

本市では、安心して子どもを産み育てる環境整備の一環として、子どもの健やかな成長の支援と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、子ども医療費の拡大を平成27年度から実施いたします。

通院等の医療費の助成拡大には、毎年、多額の予算を必要といたしますが、多くの市民の皆様が強い要望でもあり、窓口での自己負担を3割から1割とし、小学1年生から中学3年生まで拡大いたします。

子育て支援は市の重要施策の一つであり、今後も総合的な子育て支援の中で、更なる充実を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

### ●通院などに対する助成

0歳～小学校就学前 【従来どおり】		年齢拡大により新たに対象となる部分 小学校就学後～中学校卒業	
負担割合	市の助成	負担割合	市の助成
本人負担(2割)	2割(全額市助成)	本人負担3割	2割
保険者負担(8割)		保険者負担7割	※1割は、本人負担 医療機関の窓口 でお支払いして いただきます。

通院などに対する助成は、左の表のとおりです。

### ●保育所・認定子ども園一覧

区分	施設名	所在地	電話番号	保育時間
保育所(公立)	八条保育所	八条1567	996-3656	平日:午前7時30分～午後6時 土曜日:午前7時30分～午後2時
	伊草保育所	伊草372	996-3657	
	中馬場保育所	中央3-29-17	996-3068	
	大曾根保育所	大曾根1518	996-0326	
	古新田保育所	古新田10	996-3500	
	南川崎保育所	南川崎207-1	996-9642	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後2時
保育所認定子ども園(私立)	駅前保育所(公設民営)	大瀬795-1	994-5606	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後6時30分
	八潮ひまわり保育園	中央1-15-5	997-0321	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後3時
	やしお花桃保育園	二丁目1067-1	969-4193	平日:午前7時30分～午後7時30分 土曜日:午前7時30分～午後6時30分
	けやきの森保育園やしお	垢161-1	997-7751	
	八潮かえで保育園	大瀬581-1	994-3007	※平成27年4月開設予定の施設のため、所在地や保育時間、対象年齢などは随時、お知らせします。
	(仮称)やしおエンゼル保育園			
	(仮称)しおどめ保育園八潮駅北			
	(仮称)八潮なないろ保育園			
(仮称)認定子ども園しおどめ幼稚園				

# 平成27年4月入所の保育所・認定子ども園・学童保育所の新規受付を行います

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育所や認定子ども園などの施設を利用する場合には、従来の入所手続きに加えて、「保育の必要性」の認定手続きが必要となります。

## 保育所・認定子ども園

▼保育の必要性の認定  
乳幼児の年齢や、保護者の労働状況、家庭状況から、市が保育の必要性を判断し、3つの認定区分により認定証を発行します。  
▼市役所での手続きとなる場合  
保育所や認定子ども園で、満3歳以上の児童の保育を希望する場合(2号認定)▼保育所や認定子ども園で満3歳未満の児童の保育を希望する場合(3号認定)  
※保育所や認定子ども園での保育を希望する場合(2号・3号認定)の、施設への入所決定は、「保育の必要性」の認定の後、申請者の希望や保育所などの状況を踏まえ、市で利用調整をいたうえで、利用先を決定します。  
※現在、保育所に入所している方の手続きは、保育所からお知らせします。  
園生後6カ月から就学前までの乳幼児。ただし、駅前保育所は生後6カ月から2歳児クラスまで、やしお花桃・けやきの森・八潮かえでの各保育園は生後57日から就学前まで。

## 認定子ども園

認定の後、申請者の希望や保育所などの状況を踏まえ、市で利用調整をいたうえで、利用先を決定します。  
※現在、保育所に入所している方の手続きは、保育所からお知らせします。

受付日時・場所 ▼11月8日(土)・9日(日)・11日(火)・13日(木) 午前9時～午後5時、八潮メセナ展示室 ▼11月11日(火)・13日(木) 午前9時～午後5時、各公設公営保育所  
※申し込み時に入所申請児童の面接を行います。必ず児童同伴で、母子健康手帳をお持ちください。  
必要書類 ▼支給認定申請書  
▼保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、医師の診断書など) ▼平成26年1月2日以降、八潮市に転入した方は、前住所地で発行する平成26年度課税(非課税)証明書など(父母の分または生計の主宰者の分)が必要  
※支給認定申請書および勤務証明書は、10月10日から子育て支援課で配布します。  
入所基準 児童の保護者および同居の親族、その他の方が次のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合  
①月に64時間以上労働することを常態とすること  
②妊娠中であるか、出産後間がないこと(出産予定日前42日の属する月の初日から産後56日の属する月の末日まで)  
③疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がい有していること  
④同居の親族を常時介護または看護していること  
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたってのこと  
⑥求職活動を継続的にやっていること